

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	第 2 号
受 理 年 月 日	令和5年8月23日
件 名	最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める陳情
陳情者の住所 及 び 氏 名	群馬県桐生市 コープネットグループ労働組合 群馬県支部
陳 情 の 要 旨	<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が国民の生活を圧迫し、特に地域最低賃金近傍で働くパート職員やアルバイト、派遣・非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻な問題となっている。物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要がある。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要である。</p> <p>日本の最低賃金は、①労働者の生計費、②類似の労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力、の3要素を考慮して決定されている。地域別であるため、海外と比べても最賃賃金が上がらない原因になっており、最低賃金が地域別である限りその地域の現状の支払能力や経済状況の回復は難しいものとなる。最低賃金額が低い地域の労働者は、低賃金の延長として年金も低く、生活保護費や公務員賃金など、あらゆる生活経済の格差につながっていく。労働者の賃金は、地域経済を活性化する基本的なベースとなっており、このベースを一律にして地域格差をなくさなければどんな経済対策を講じても地域経済を再生することはできない。</p> <p>世界的に地域別最低賃金の国は珍しく、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国のみである。最低賃金の地域間格差は大きく、15年間で2倍に広がった。私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に各地域による大きな格差は認められていない。政府として、相応の財政捻出する決断も含め最低賃金法を改正し、直ちに全国一律制に是正すべきと考える。</p> <p>地域格差を広げる最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し抜本的に引き上げること、そして、中小企業支援策の拡充を実現するため、国による抜本的な中小・零細企業支援の強化が必要である。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げる事で地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になる。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情する。</p>

	<p><b>【陳情項目】</b></p> <p>1、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。</p> <p>2、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。</p> <p>3、最低賃金の引き上げによって経営が継続できるように中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民のいのちとくらしを守ること。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
付託委員会	経済建設委員会
審査結果	